

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 訪問(リハビリ)テーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	×90/100	+5/100	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +340単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合				退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内 +200単位	
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場 合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特 定施設入居時等医学総合管理 料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場 合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (553単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利 用者又は居住系施設入居者等に対して、当 該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指 導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場 合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場 合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)		注 准看護師が行う場合 ×90/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。